

大阪市水道局 特名随意契約結果（業務委託）（少額随意契約を除く）

2 月分

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	令和4年度 柴島浄水場太陽光発電設備 外保守点検業務委託	機械等施設 点検・運転 ー施設保守 点検整備	株式会社ジーエス・ユアサ フィールドिंगス 関西支店	¥4,840,000	令和5年2月6日	地方公営企業法施行令第 21条の14第1項第2号	G3	ー
2	令和4年度 配水情報システム機器保守業 務委託	各種施設管 理ー通信設 備保守点検	三菱電機プラントエンジニアリ ング株式会社 西日本本部	¥2,530,000	令和5年2月15日	地方公営企業法施行令第 21条の14第1項第2号	G4	ー
3	令和4年度 営業所オンラインシステム改 修業務委託(その8)	情報処理ー 情報処理	株式会社日立システムズ 関 西支社	¥76,960,400	令和5年2月28日	地方公共団体の物品等又 は特定役務の調達手続の 特例を定める政令第11条 第1項第2号	W1	○
4	水質試験所柴島本所建替整備工事変更設 計業務委託	建築設計・ 監理	株式会社綜企画設計 大阪 支店	¥17,688,000	令和5年2月21日	地方公営企業法施行令第 21条の14第1項第2号	G4	ー

随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度 柴島浄水場太陽光発電設備外保守点検業務委託

2 契約の相手方

株式会社ジーエス・ユアサフィールディングス

3 随意契約理由

本業務は、柴島浄水場 11 号配水池上部に設置している太陽光発電設備及び施設運転用自家発電設備棟に設置している無停電電源装置の保守点検を行い、機能維持を図るものです。

当該設備は、日本電池株式会社が自社独自の仕様で設計し、機器部品を組み合わせて製作したものです。

保守点検により動作確認・機能保証を行うには、設備の全体構成並びに機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とします。

当該設備にかかる保守点検業務は、株式会社ジーエス・ユアサフィールディングスへ移管されており、同者を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、設備に障害が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本業務によるものなのか原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

よって、保守点検の一貫した責任と性能についての保証を持たせることができるのは、株式会社ジーエス・ユアサフィールディングスが唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部柴島浄水場（電話番号06-6815-2403）

随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度 配水情報システム機器保守業務委託

2 契約の相手方

三菱電機プラントエンジニアリング株式会社

3 随意契約理由

本業務は、配水場内及び市内主要配水管路に設置された配水テレメータからの情報を画面に表示し、全市的な配水状況が確認できる配水情報システム（以下「本システム」という。）について、部品の定期交換を含む機器保守を行い、機能維持を図るものです。

本システムは、三菱電機株式会社が独自に開発を行ったもので、独自に構築されたプログラムとなっており、本業務の履行により動作確認・機能保証を行うには、システムの全体構成並びに機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要とします。

当該事業は三菱電機株式会社から三菱電機プラントエンジニアリング株式会社に移管されており、上記業者を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、システムに障害が発生した場合、その原因がシステム固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確となり保証を持たせることができない旨の見解を得ています。

以上の理由より、本業務における一貫した責任と性能についての保証を持たせることができるのは三菱電機プラントエンジニアリング株式会社が唯一の業者です。よって、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部配水課（電話番号06-6616-5572）

随意契約理由書

1 案件名称

令和4年度 営業所オンラインシステム改修業務委託（その8）

2 契約の相手方

株式会社日立システムズ

3 随意契約理由

本業務は、水道局のお客さま情報を一元的に管理する基幹システムである営業所オンラインシステム（以下「本システム」という。）について、令和5年度に導入するお客さま専用サイト（マイページ）とのデータ連携機能を新規追加するための改修を行うものである。

本システムにつきましては、上記業者が開発を行ったもので、独自に構築されたプログラムとなっており、本業務の履行により動作確認・機能保証を行うには、システムの構造、性能及びプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とします。

また、上記業者を含む複数業者へのヒアリングにおいて、他の業者が本業務を履行し、本システムに障害が発生した場合、その原因がシステム固有の問題なのか、本業務によるものなのか、原因の特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になり保証を持たせる事が出来ない旨の見解を得ています。

よって、本業務における一貫した責任と性能について、保証を持たせることができるのは株式会社日立システムズが唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

5 担当部署

水道局総務部お客さまサービス課（電話番号06-6616-5475）

随意契約理由書

1 案件名称

水質試験所柴島本所建替整備工事変更設計業務委託

2 契約の相手方

株式会社綜企画設計

3 随意契約理由

本業務は、「水質試験所柴島本所建替整備工事」の設計変更に伴う実施設計を行うものです。上記工事契約後に、建設位置周辺を試験掘削した結果、当初の施設建設予定位置変更のほか、構造変更を伴う形状変更などの設計変更を行うもので、委託が必要な構造検討を含む実施設計業務となります。

上記業者は、令和2年度に「水質試験所柴島本所建替整備工事实施設計業務委託」を受託し、意匠、構造および設備設計を実施しており、本業務の履行に必要な知識を有しています。

本業務の実施にあたっては、水道水質の統合的モニタリング機関として、水源から給水栓までの各プロセスにおける水質管理をより確実に実施し、災害や水質異常等の様々なリスクに柔軟に対応できるように水質試験所の建替整備を行い、水質管理体制を強化するものであり、さらに、西日本豪雨や大阪北部地震の発生など、災害リスクが高まっており、どのような状況下にあっても市民生活に影響が出ないように水道水質の安全性の確認が求められることから、強靱な施設整備を進める必要があるため早急に着手し短期間で完了させなければなりません、そのためには元設計の検討経過や内容を熟知しておく必要があります。

上記業者は、その条件を満たしており、既に契約した業務と密接不可分の関係（既に契約した業務と一連となって機能を発揮する関係）にあり、同一業者以外の者に履行させた場合、責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある業務です。契約した保有する各種設計データを活用することで円滑に業務を進捗させることができ、現場調査や当初設計内容の確認作業が不要なことから、迅速に業務を遂行することが可能です。

よって、先に履行済みの業務も含めて包括的に責任をもって本業務を正確、確実かつ迅速に履行できるのは株式会社綜企画設計が唯一の業者です。

以上のことから、上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設課（電話番号06-6616-5546）